

医師法第 17 条と看護師法の規制

医師法第 17 条

「医師でなければ、医業をなしてはならない。」

この「医業」とは、医師の医学的判断および技術をもってしなければ人体に危害を及ぼすおそれのある行為(医行為)を、反復継続して業として行うことを指します。

看護師法(保健師助産師看護師法)第 37 条

看護師は「診療の補助」として医療行為を行うことができますが、医師の具体的な指示がある場合に限るとされています。

違法とみなされる可能性が高いケース

以下の条件が揃う場合、医師法第 17 条および看護師法に抵触する可能性が高くなります：

実際に、医師が形式的な関与しかしていなかったケースでは、医師法第 17 条違反で有罪判決が出た事例もあります。

適法とされるための要件

民間患者輸送において看護師の医療行為が適法とされるには、以下の要件をすべて満たす必要があります：

- 医師が患者ごとに医学的判断を行い、具体的な指示を出している
- 看護師が行う行為が**診療の補助(相対的医行為)**に該当する
- 医師が必要に応じて診察・監督できる体制がある
- 急変時には消防救急への乗せ換えなど適切な対応体制が整っている

結論

医師の関与が形式的で、看護師が単独で医療行為を営利目的で反復継続して行っている場合は、医師法第 17 条および看護師法に抵触し違法とみなされる可能性が極めて高いです。

この点は、厚生労働省の通知や判例でも繰り返し指摘されており、事業者は医師の
関与体制や業務範囲の明確化を徹底する必要があります。

参考資料

- [厚生労働省通知「医師法第17条等の解釈について」](#)

救急救命士の医療行為と医師法第 17 条の関係

医師法第 17 条

「医師でなければ、医業をなしてはならない。」

この「医業」とは、医師の医学的判断および技術をもってしなければ人体に危害を及ぼすおそれのある行為(医行為)を、反復継続して業として行うことを指します。

救急救命士法第 44 条

救急救命士は、医師の具体的な指示のもとでのみ特定行為(気道確保、静脈路確保、薬剤投与など)を行うことができるとされています。

違法とみなされる可能性が高いケース

以下のような状況では、医師法第 17 条に抵触する可能性が高くなります：

これらの条件が揃うと、医師法第 17 条違反として刑事责任を問われる可能性があります。

適法とされるための要件

民間患者輸送において救急救命士の医療行為が適法とされるには、以下の要件をすべて満たす必要があります：

- 医師が患者ごとに医学的判断を行い、具体的な指示を出している
- 救急救命士が行う行為が**救急救命士法で定められた「特定行為」**に該当する
- 医師が電話等でリアルタイムに指示を出し、監督できる体制がある
- 急変時には消防救急への乗せ換えなど適切な対応体制が整っている

結論

医師の関与が形式的で、救急救命士が単独で医療行為を営利目的で反復継続して行っている場合は、医師法第 17 条に抵触し違法とみなされる可能性が極めて高いです。

救急救命士は医師の指示があつて初めて医療行為を行える立場であり、民間事業であつてもその原則は変わりません。事業者は医師との連携体制や業務範囲の明確化を徹底する必要があります。

参考資料

- [厚生労働省通知「医師法第17条等の解釈について」](#)